

2024年8月26日

各位

会社名 大日本印刷株式会社  
代表者 代表取締役社長 北島 義斉  
(コード番号 7912 東証プライム市場)  
問合せ先 IR・広報本部長 若林 尚樹  
(TEL. 03-6735-0124)

### 新光電気工業株式会社の株式取得を目的とする特別目的会社への出資 に関する進捗状況のお知らせ

大日本印刷株式会社(以下、DNP)は、2023年12月12日付プレスリリース「新光電気工業株式会社の株式取得を目的とする特別目的会社への出資に関するお知らせ」において、JICキャピタル株式会社(以下、JICC)が管理・運用するファンド\*及び三井化学株式会社(以下、三井化学)とともにJICC-04株式会社(以下、公開買付者)に出資する旨を公表していました。

公開買付者は、国内外の競争法及び国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応が完了すること等一定の条件を前提条件として新光電気工業株式会社(以下、対象者)の普通株式に対する公開買付け(以下、本公開買付け)を開始することを予定しており、本公開買付けの実施に向けて、上記手続及び対応を進めています。2024年8月26日、「JICC-04株式会社による新光電気工業株式会社(証券コード:6967)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況等のお知らせ」(以下、公開買付者プレスリリース)を公表しました。公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、2024年8月26日現在、日本、韓国、ベトナム及び中国の競争法に基づく必要な手続及び対応のうち、ベトナム及び中国において競争法に基づく必要な手続及び対応が完了していないとのことです。また、公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者としては、これらの競争法に基づく手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2025年1月下旬以降となることを見込んでおり、引き続き早期にこれらの手続及び対応を完了すべく努めるとのことです。公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、本公開買付けのスケジュールが決定次第、その詳細をお知らせするとのことですが、2025年2月下旬においても、本公開買付けが開始される見込みがない場合においては、改めて進捗状況及び本公開買付けの開始見込時期をお知らせするとのことです。詳細は、公開買付者プレスリリースをご参照ください。

なお、公開買付者への出資は、現時点において2025年3月期の予定から変更はなく、当該出資によるDNPの2025年3月期の業績への影響は軽微です。

\* JICCが管理・運用するファンドには、八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合(無限責任組合員:八十二インベストメント株式会社)が出資する予定のファンドも含まれます。

※ディスクレーム

DNP、JICC、JICCが管理・運営するファンド、三井化学、公開買付者、対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

以 上

(添付資料)

2024年8月26日付「JICC-04株式会社による新光電気工業株式会社(証券コード:6967)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況等のお知らせ」

(添付資料)

2024年8月26日

各位

会社名 JICC-04株式会社  
代表者名 代表取締役 板橋 理

### JICC-04株式会社による新光電気工業株式会社（証券コード：6967）に対する 公開買付け実施に向けた進捗状況等のお知らせ

JICC-04株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年12月12日付プレスリリース「新光電気工業株式会社（証券コード：6967）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、国内外の競争法及び国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応が完了すること等一定の条件を前提条件として新光電気工業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを予定している旨及び2024年8月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、上記手続及び対応を進めておりますが、本日現在、日本、韓国、ベトナム及び中国の競争法に基づく必要な手続及び対応のうち、ベトナム及び中国において競争法に基づく必要な手続及び対応が完了しておりません。公開買付者としては、これらの競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始される時期は、2025年1月下旬以降となることを見込んでおり、引き続き早期にこれらの手続及び対応を完了すべく努めてまいります。今後については、本公開買付けのスケジュールが決定次第、その詳細をお知らせいたしますが、2025年2月下旬においても、本公開買付けが開始される見込みがない場合においては、改めて進捗状況及び本公開買付けの開始見込時期をお知らせいたします。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付代理人としてみずほ証券株式会社を起用する予定ですが、みずほ証券株式会社は、復代理人として楽天証券株式会社を選任する予定とのことですので、あわせてお知らせいたします。

以上

## 【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

## 【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。